

自家用の車積載車による事故車等の排除業務に係る  
有償運送許可取得研修会開催のご案内

自家用の車積載車による有償運送は、原則として禁止されていますが、「道路運送法第78条第3号の有償運送許可」に基づき、有償運送許可を取得するために必要な研修を事業者が受講し、管轄する運輸支局に申請して許可を受けることにより、地域、期間等を限定したうえで事業用ナンバーでなくても、有償にて車積載車（自家用ナンバー）による道路上の事故車及び故障車の排除業務を行うことが可能となります。

つきましては、標記研修会を下記の通り開催いたしますので、受講及び許可申請を希望される方は、ホームページ Tossnet より受講申請書をダウンロードして必要事項をご記入のうえ、東整振事業部宛て FAX（03-5365-9224）にてお申し込みください。

**平成 26 年の申請より、許可期間が 3 年以内となっております。**  
**引き続き許可申請を希望される方は、現在の許可期間をご確認のうえ、許可期間が満了する 1 ヶ月前までの 1 年以内に当該研修を受講してください。**  
なお、平成 28 年又は平成 29 年に同等の研修を受講し、許可期間が 1 年以上ある方は、この研修を受講する必要はありません。



記

1. 開催日程

11月21日（水）	教育会館（東整振本部）	10：00～16：00
-----------	-------------	-------------

（定員100名）※参加は1事業者1名とさせていただきます。

2. 費用

会員	研修費 5,000円（税込）	テキスト代 500円（税込）
会員外	研修費 8,500円（税込）	テキスト代 500円（税込）

当日会場にてお支払をお願いします。

3. 書類等

①自動車検査証（写）：許可申請する車積載車の自動車検査証（写）
②任意保険等の証書（写）：対人保険 <b>無制限</b>
③印鑑 許可申請車両の「使用者」名が法人の場合は「社印」（角印で結構です） 許可申請車両の「使用者」名が個人の場合は「認印」
④委任状（会員のみ） ※TOSSNETよりダウンロードして事前に記入・捺印をお願いいたします。
⑤有償運送許可証（様式1-2）一括申請用（会員のみ） ※TOSSNETよりダウンロードして事前に太枠欄内のみご記入ください。
⑥有償運送許可証（写）：既に許可を受けている車両がある場合

**マイカーでの乗入厳禁**

**【駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用下さい】**

# 有償運送許可取得研修会受講申込書

東整振事業部 FAX 03-5365-9224

申込日：平成 30 年 月 日

【開催日程】

平成30年11月21日（水） 10：00 ～ 16：00

【開催場所】

東京都自動車整備教育会館（東整振本部）  
東京都渋谷区本町 4-16-4

【申込締切日】

平成30年11月 9日（金）までとさせていただきます。

認証番号 1 -	研修受講者
事業者の氏名又は名称	代表者名
申請者住所	
使用者住所 <small>申請車両の自動車検査証をご確認下さい</small>	
登録番号 <small>申請車両の自動車検査証をご確認下さい</small>	
電話番号	FAX 番号
現在の許可期間 年 月 日 ～ 年 月 日 まで	

事前確認用として、①自動車検査証【写】②任意保険証【写】を  
この申込書とともにFAXしてください。